

公益社団法人日本超音波医学会認定超音波専門医研修施設指定に関する内規

(平成2年2月9日制定)
 (平成4年3月27日改正)
 (平成6年3月4日改正)
 (平成7年9月29日改正)
 (平成10年7月1日改正)
 (平成25年3月1日改正)
 (平成25年4月1日改正)
 (平成26年8月8日改正)
 (平成28年4月1日改正)
 (平成29年3月10日改正)

(目的)

1 本内規は、公益社団法人日本超音波医学会(以下「本会」という。)認定超音波専門医制度規則第14条に基づき、本会認定超音波専門医研修施設(以下「研修施設」という。)の指定に関する事項を定める。

(研修施設の指定)

- 2 本会は、専門医を目指す者の臨床研修のために研修施設を指定し、研修の実施を依頼する。
- 3 本会認定超音波専門医制度委員会(以下「本委員会」という。)は、研修施設の指定に関する要項を決定し、会員に公告する。
- 4 理事長は、本委員会が研修施設として適当と認めた診療施設に対して理事会の議を経て指定し、指定証を交付して会誌等に公示する。
- 5 研修施設の指定は、毎年1回書類審査によって行う。

(申請)

- 6 研修施設の指定を受けようとする施設は、次に定める条件をすべて満たしていなければならない。
 - 一 本会が委嘱した指導医が1人以上勤務しているか、または専門医2人以上が常勤し十分な指導体制があること。
 - 二 「超音波専門医研修カリキュラム」に準じた研修が可能であること。
 - 三 十分な超音波検査件数、ベッド数、入院・外来患者数、生検数及び手術数を有していること。
 - 四 CT、図書設備、剖検室及びMRIを備えていることが望ましい。
- 7 研修施設の指定を受けようとする診療施設の長は、会誌等に公示する期日中に所定の様式の研修施設指定申請書類を理事長に提出しなければならない。

(更新)

8 指定研修施設は、5年ごとに指定の更新を申請しなければならない。

(改廃)

9 この内規の改廃は、本委員会の発議により規約委担当理事の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この内規は、平成2年2月9日から施行する。
- 2 この内規は、平成4年3月27日から施行する。
- 3 この内規は、平成6年3月4日から施行する。
- 4 この内規は、平成7年9月29日から施行する。
- 5 この内規は、平成10年7月1日から施行する。
- 6 この内規は、平成25年3月1日から施行する。
- 7 この内規は、平成25年4月1日から施行する。
- 8 この内規は、平成26年8月8日から施行する。
- 9 この内規は、平成28年4月1日から施行する。
- 10 この内規は、平成29年3月10日から施行する。